入　札　条　件

1. 本件入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は笠置町財務規則（昭和 26 年規則第 1 号）に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。
2. 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状（別紙様式６）を提出しなければならない。
3. 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
4. 入札参加者又はその代理人は連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させないこと、入札の執行を延期すること、又は入札の執行を取りやめることができる。
5. 入札参加者が 1 名であっても、資格審査の結果、資格を有すると認められたものであれば、原則として入札を執行する。
6. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）　入札に参加する資格を有しない者が行った入札
（２）　記名押印を欠く入札
（３）　金額を訂正した入札
（４）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（５）　明らかに連合によると認められる入札
（６）　前各号に掲げるものの他、入札に関する条件に違反した入札

7. 入札をした者は、入札後、事業の内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
8. 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
9. 落札者は、落札決定通知又は契約決定通知を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、5 日以内に契約を締結しなければならない。
10. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
11. 入札保証金は免除する。
12. 契約保証金は免除する。
13. 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。

（１）　入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
（２）　入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

ア．開札施行前にあっては、入札辞退届を~~直接持参し、又は~~郵送（書留で開札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

イ．~~入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。~~

（３）　入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

14. その他の入札の執行に当たっては、その都度入札を執行する者の判断によるものとする。